

## 王寺町本人通知制度事前登録申込書

年 月 日

(あて先) 王寺町長

王寺町住民票の写し等の第三者等への交付に係る本人通知等制度に関する要綱第4条の規定に基づき、次のとおり事前登録を申し込みます。

通知希望者の氏名 (住民票、戸籍等に記載 があるもの)	フリガナ	フリガナ	
		旧姓 (ある方のみ)	
生年月日	年 月 日	性別	男 · 女
住 所			
本 籍		筆頭者	
連絡先			

※法定代理人が申込みをする場合は、次の欄に記入してください。

法定代理人の区分	1 未成年者の法定代理人	2 成年被後見人の法定代理人
住 所	〒 -	
氏 名	フリガナ	
連絡先		
申込者の区分	1. 法定代理人	2. その他の代理人

注1 各欄に必要事項を記入し、該当する番号に○印を付けてください。

注2 次の書類を提出し、又は提示してください。

- (1)あなたが本人であることを証明する書類(マイナンバーカード、旅券、運転免許証等)
- (2)あなたが法定代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類(戸籍謄本等)
- (3)あなたがこの申込みに係る代理人であるときは、併せてその旨を証明する書類(委任状等)

注3 裏面の内容をよくお読みください。

登録期間	年 月 日 ~ 年 月 日
------	---------------

登録期間は、登録日の翌日から起算して5年間です。継続する場合は改めて申込みが必要です。

※次の欄は、記入しないでください。

受付	事前登録	本人等の確認書類	
No.	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> その他の代理人	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 運転免許証	<input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> その他 [ ]

(裏)

王寺町住民票の写し等の第三者への交付に係る本人通知制度について

- 1 この制度は、王寺町において、本制度により事前登録をした者（以下「事前登録者」という。）に係る住民票の写し等（注1）を第三者等（本人等（注2）の代理人及び本人等以外の者（国又は地方公共団体の機関を除く。）をいう。以下同じ。）に交付した事実について通知するものです。

（注1）住民票の写し等・・・・・・住民票（除票を含む。）の写し、住民票（除票を含む。）記載事項証明書、戸籍の附票（除附票を含む。）の写し、戸籍（除籍を含む。）謄抄本又は戸籍（除籍を含む。）記載事項証明書

（注2）本人等・・・・・・（住民票関係）本人又は本人と同一の世帯に属する者  
（戸籍関係）本人、本人の配偶者、直係尊属又は直係卑属

- 2 第三者に事前登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、事前登録者又は法定代理人に王寺町住民票の写し等交付通知書を送付します。なお、通知書を送付するまでには事務処理の期間を必要としますのであらかじめご了承ください。

- 3 通知の内容は、住民票の写し等を第三者に交付した年月日、交付証明書の種別、通数及び交付請求者の種別並びに当該第三者が事前登録者の代理人である場合は、氏名及び住所です。申請者の氏名等は通知の対象となりません。また、要綱第9条の規定により通知の対象とならない場合もありますので、あらかじめご了承ください。なお、その他の内容について確認が必要な場合は王寺町個人情報保護条例（平成15年12月王寺町条例第29号）に基づき、自己情報の開示請求をすることができます。

通知の送付先は、事前登録者又は法定代理人の住民登録地になります。

- 4 住民票の写し等交付通知書は、事前登録者について住民票の写し等を第三者に交付した場合に限り通知するものです。なお、事前登録者と同一世帯の住民票、戸籍簿に記載されている者であっても、事前登録をしていなければ通知の対象となりません。

- 5 転出又は転居、戸籍届出等により、事前登録した内容に変更が生じた場合又は事前登録を廃止する場合は、届出が必要です。届出をしなければ、通知が届かなくなりますのでご注意ください。

なお、事前登録者が死亡、居所不明等により住民票が消除されたとき、登録期間が満了し、事前登録更新の申込みがなかったときは、事前登録を廃止します。

- 6 事前登録者は、疾病その他やむを得ない理由により自ら手続をすることができない場合は、代理人により事前登録の変更・廃止の届出をすることができます。ただし、この場合は委任状及び本人と代理人両方の身分証明書が必要です。

- 7 登録期間が満了する登録者で引き続き登録を希望される方は、当該期間が満了する日の1箇月前から更新の申込みが可能です。登録更新の申込みをしたときの新たな登録期間の開始日は、従前の登録期間満了日の翌日とします。